

(令和6年8月26日発表)

物品調達において電子契約を導入

◆アピール ポイント	受注者の皆様の利便性向上と負担軽減を図るため、物品調達において電子契約を導入します。
◆内容など	1 電子契約とは インターネット回線を利用して、発注者及び受注者の承認をもって契約が締結されるものです。 2 電子契約のメリット (1) 契約書の製本が不要となり、紙での保管が不要になります。 (2) 契約書への押印が不要となり、契約書の送付や持参の必要がなくなります。 (3) 契約時における収入印紙が不要です。 3 電子契約システム提供者 GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社 4 利用者負担 利用者はインターネット環境とメールアドレスがあれば利用可能であり、費用負担はありません。 5 電子契約の対象案件 建設工事及び建設業関連業務の一部において令和5年10月に導入済みです。それに加えて、9月以降に契約課が入札公告等を行う物品調達の一部において、契約相手方が電子契約を希望する案件が対象です。 ※ 希望しない場合は、従来どおり紙による契約締結も可能です。 6 ホームページ 詳細は、市ホームページをご覧ください。 https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9342/s012341.html

別紙資料

☒ 有 ・ ☐ 無

【問合せ】 契約課 (静岡庁舎 10 階)

担当 青地、木村

電話 054-221-1347

電子契約システムでメール認証などを行い
 契約当事者間の同意に基づく
 サービス事業者（立会人）の電子証明書(※) で署名



受注者はインターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能。費用負担もありません。

※電子証明書：電子申請の際、申請者が送信する電子データが原本であること、改変されていないことを証明するためのもの

電子契約の主なメリット

- | | | |
|----------|----------|--------------------|
| 1 | 2 | 3 |
| 締結コストを削減 | 締結手順の高速化 | ガバナンス
(内部統制) 強化 |

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ（PDF）
押印	印鑑 or サイン（押印）	電子署名
送付	送付・持参	インターネット（電子メール）
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり